

伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響軽減、温室効果ガスの排出抑制及びゼロカーボンシティいせはらの実現に向けた取組の一環として、市内の店舗において補助対象製品を購入し、設置又は使用する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高効率給湯器 国の「住宅省エネキャンペーン2026」における補助対象製品検索サイトに掲載されている給湯設備
- (2) 省エネ型家電製品 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2027年度とするものに限る。）が85%以上であるエアコンディショナー又は同達成率（目標年度を2021年度とするものに限る。）が100%以上の電気冷蔵庫
- (3) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するもののうち、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を行ったもの
- (4) 家庭用コージェネレーション設備 ガス等から取り出した水素を利用して発電し、かつ、廃熱を給湯システムで利用する設備（エネファーム）
- (5) 工事着手 補助対象製品の設置に係る工事の開始、機器の搬入又は設置、代金の支払その他これらに準ずる行為

(補助対象製品)

第3条 補助の対象とする製品（以下「補助対象製品」という。）は、次に掲げる製品とし、各号につき1台までとする。

- (1) 高効率給湯器
- (2) 省エネ型家電製品
- (3) 電動アシスト自転車

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録を有する者

- (2) 高効率給湯器にあつては、第7条第3項で定める事前審査確認書を受けた者であつて、自らが居住する市内の住宅に設置している給湯器を新品（未使用）の補助対象製品に交換するために、令和8年6月1日から令和8年10月7日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者
- (3) 省エネ型家電製品にあつては、自らが居住する市内の住宅に設置しているエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を新品（未使用）の補助対象製品に交換するために、令和8年6月1日から令和8年10月7日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者
- (4) 電動アシスト自転車にあつては、令和8年6月1日から令和8年10月7日までの間に市内の店舗において新品（未使用）の補助対象製品を購入する者
- (5) 令和8年6月1日以前に補助対象経費に係る金銭の支払（前金、手付金その他名目を問わずこれに類するものを含む。）を行っていない者
- (6) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が、同一の補助対象製品についての補助金の交付決定を受けていない者
- (7) 補助対象製品に対し、国が実施する補助制度を併用していない者（補助対象経費）

第5条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税額は、対象としない。

- (1) 高効率給湯器にあつては、高効率給湯器の導入に要した経費。ただし、高効率給湯器の設置に直接関係しない費用は除く。
- (2) 省エネ型家電製品にあつては、本体購入費及び設置工事費
- (3) 電動アシスト自転車にあつては、本体購入費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象製品の区分に応じ、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- (1) 高効率給湯器は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、250,000円を上限とする。ただし、市内に本店を有する事業者から購入した場合は50,000円、補助対象製品が家庭用コージェネレーション設備である場合は150,000円を加算した額を補助するものとする。
- (2) 省エネ型家電製品は、補助金の上限額を30,000円とする。ただし、市内に本店を有する事業者から省エネ型家電製品を購入した場合は、上限額を60,000円とする。
- (3) 電動アシスト自転車は、補助金の上限額を30,000円とする。ただし、市内に本店を有する事業者から電動アシスト自転車を購入した場合は、上限額を60,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が上限に満たない場合は補助対象経費を補助金の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(高効率給湯器の事前審査)

第7条 高効率給湯器の補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金（高効率給湯器）交付申請事前審査書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月20日までに市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 交換前の給湯器の写真

(3) その他事業の内容を確認するために必要な書類

- 2 前項の規定による提出は、原則として高効率給湯器の施工業者が補助金の交付を受けようとする者に代わって行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による提出があった場合は、補助対象となるか否かについて、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金（高効率給湯器）交付申請事前審査確認書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第3項の規定により、高効率給湯器の交換に要する経費が補助対象となる旨の通知を受けた者及び省エネ型家電製品又は電動アシスト自転車の補助金の交付を受けようとする者は、令和8年10月7日までに、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）に別表で定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金の交付又は不交付を決定したときは、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求については、第8条の申請をもって充てるものとし、前条の規定により交付決定をした日を請求日とする。

- 2 市長は、前条の規定により交付決定した者に対して、交付決定をした金額を交付するものとする。

(協力の要請)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長から省エネルギー及び節電に関する調査等を求められた場合は、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当

することが判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載又は補助金の申請に関して、不正な行為があったとき。

(財産処分の制限期間)

第13条 規則第20条ただし書により市長が定める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して、高効率給湯器及び省エネ型家電製品は6年、電動アシスト自転車は2年とする。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、設置状況等について報告を求め、又は現地を調査することができる。

附 則 (令和8年4月30日告示第117号)

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助対象製品	関係書類
高効率給湯器	・ 申請者の本人確認書類の写し ・ 申請者の振込指定口座が確認できる書類 ・ 事前審査確認書の写し ・ 給湯器を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種、販売店名、購入日、費用の内訳が明記されたものに限る。） ・ メーカー保証書の写し（型番等の機種が確認できるもの） ・ 設置場所が分かる書類 ・ 高効率給湯器の設置後の写真 ・ その他事業の内容を確認するために必要な書類
省エネ型家電製品	・ 申請者の本人確認書類の写し ・ 申請者の振込指定口座が確認できる書類 ・ 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種、販売店名、購入日、費用の内訳が明記されたものに限る。） ・ メーカー保証書の写し（型番等の機種が確認できるもの） ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（いわゆる家電リサイクル券）の写し ・ 設置場所が分かる書類 ・ その他事業の内容を確認するために必要な書類
電動アシスト自転車	・ 申請者の本人確認書類の写し ・ 申請者の振込指定口座が確認できる書類 ・ 電動アシスト自転車を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種、販売店名、購入日、費用の内訳が明記されたものに限る。） ・ メーカー保証書の写し（型番等の機種が確認できるもの） ・ 自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し ・ その他事業の内容を確認するために必要な書類

第1号様式（第7条関係）

伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金（高効率給湯器）交付申請事前審査書

年 月 日

伊勢原市長 殿

補助金の交付を受けたいので、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり関係書類を添えて提出します。

また、補助金の交付手続に必要な範囲で、伊勢原市が住民基本台帳の記録の状況について、調査することに同意します。

(誓約事項)

- ☐ 国及び国から委託を受けた団体から本件に係る補助金を受けないことを誓約します。
- ☐ 事前審査申請時点において、本件に係る工事着手又はこれに準ずる金銭の支払、（前金、手付金等含む。）を行っていないことを誓約します。

申請者	フリガナ 氏名	
	住所 (設置場所)	〒 伊勢原市
	電話番号	
代理申請者（施工事業者）	会社名 担当者名	
	住所	〒 伊勢原市
	電話番号	
	メールアドレス	
補助対象製品の情報	種類 〔メーカー〕 (型番)	☐ エコジョーズ ☐ エコキュート ☐ ハイブリッド給湯器 ☐ 家庭用コージェネレーション設備 ☐ その他 〔 〕 ()
	補助対象経費(税抜き)	_____円
	着手予定日及び 完了予定日	着手予定日：令和 年 月 日 完了予定日：令和 年 月 日

【添付書類】

- (1) 見積書
- (2) 交換前の給湯器の写真
- (3) その他事業の内容を確認するために必要な書類

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金（高効率給湯器）交付申請事前審査確認書

年 月 日

申請者： _____ 様

【事前審査 No. _____】

伊勢原市長



☐ 補助金申請の要件を満たしているため、高効率給湯器の設置後、令和8年10月7日までに伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）にこの確認書の写しと必要な書類を添付してください。

☐ 要件を満たしていません。（不明な点は、お問合せください。）

☐ 期間 ☐ 製品

☐ その他（ _____ ）

（事務担当は、 _____ ）

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付申請書兼請求書

申請日 年 月 日

伊勢原市長 殿

補助金の交付を受けたいので、伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金の交付手続に必要な範囲で、伊勢原市が住民基本台帳の記録の状況について、調査することに同意します。

補助金の交付決定があった場合は、同要綱第10条の規定により、当該交付決定日をもって請求日とし、交付決定した金額をこの申請書兼請求書により請求します。

(誓約事項)

- ☐ 国及び国から委託を受けた団体から本件に係る補助金を受けないことを誓約します。
- ☐ 申請受付開始日前に、工事着手又はこれに準ずる金銭の支払（前金、手付金等含む。）を行っていないことを誓約します。

1 申請者情報

申請者	フリガナ氏名	
	住所 (設置場所)	〒伊勢原市
	電話番号	
補助対象製品の情報	購入先種類 〔メーカー〕 (型番)	【高効率給湯器】 ☐ 市内本店を有する店舗で購入 ☐ 市内店舗(本店以外)で購入 ☐ エコジョーズ ☐ エコキュート ☐ ハイブリッド給湯器 ☐ 家庭用コージェネレーション設備 ☐ その他 [] ()
		【省エネ型家電製品】 ☐ 市内本店を有する店舗で購入 ☐ 市内店舗(本店以外)で購入 ☐ エアコンディショナー ☐ 冷蔵庫 [] ()
		【電動アシスト自転車】 ☐ 市内本店を有する店舗で購入 ☐ 市内店舗(本店以外)で購入 [] ()
	購入日 高効率給湯器： 年 月 日 省エネ型家電製品： 年 月 日 電動アシスト自転車： 年 月 日	

2 補助金の算定

(1) 高効率給湯器

条件		補助金額
基本補助額	☐ 導入に係る経費（税抜き）の1/2 （上限25万円）	, 000円 ※1,000円未満切捨て
加算要件	☐ 市内に本店を有する店舗から購入	50,000円
	☐ 家庭用コージェネレーション設備	150,000円
合計		, 000円

(2) 省エネ型家電製品

条件	補助金額
☐ 市内に本店を有する店舗で購入（補助対象経費が6万円以上の場合）	60,000円
☐ 上記以外の市内店舗で購入（補助対象経費が3万円以上の場合）	30,000円
☐ その他（補助対象経費が補助額未満の場合）	, 000円 ※1,000円未満切捨て

(3) 電動アシスト自転車

条件	補助金額
☐ 市内に本店を有する店舗で購入（補助対象経費が6万円以上の場合）	60,000円
☐ 上記以外の市内店舗で購入（補助対象経費が3万円以上の場合）	30,000円
☐ その他（補助対象経費が補助額未満の場合）	, 000円 ※1,000円未満切捨て

交付申請額（（1）＋（2）＋（3）） ※審査結果に基づく交付決定額を交付します。	, 000円 ※1,000円未満切捨て
---	------------------------

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫							支店・支所		
	組合							出張所		
預金種別	普通	・	当座	口座						
	その他			番号						
フリガナ										
名義人										

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。

※振込先は、申請者本人の口座に限ります。

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交 付 金 額 _____ 円

2 補 助 対 象 製 品 ☐高効率給湯器 ☐省エネ型家電製品 ☐電動アシスト自転車

（※不交付の場合は、「1 不交付の理由」とする。）

※不交付の場合

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）